

## 供給約款等以外の供給条件の認可について

(趣旨)

平成27年12月1日付けで、東京電力及び沖縄電力より、経済産業大臣に対し、地球温暖化対策税の税率引上げ等に伴う供給約款等の変更の届出があったところ。それに伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等がなされた地域から避難された需要家、及び台風18号、台風21号等による被害により災害救助法が適用された地域において被災した電気の需要家に対する特別措置についても、同日付で経済産業大臣に対して認可申請があり、経済産業大臣からこれらについての意見の求めがあったところ、当該認可への委員会としての回答について御確認いただく。

## 主なポイント

平成27年12月1日付けで、東京電力株式会社及び沖縄電力株式会社より、経済産業省に対し、地球温暖化対策税の税率引上げ等に伴う供給約款等の変更の届出がなされている。今回の変更は、地球温暖化対策税の税率引き上げによる燃料価格の上昇分を、電気料金に反映させるものであり、各種料金の変更は、東京電力においては、来年6月1日から、沖縄電力においては来年8月1日から適用される予定である。また、東京電力については、選択約款として適用されている口座振替割引等を供給約款に取り込むための変更も併せて行うこととしている（沖縄電力については、口座振替割引の設定なし）。

原子力災害対策特別措置法に基づき避難指示等がなされた地域から避難され賠償の対象となる需要家、災害救助法適用地域の茨城県8市2町及び栃木県の6市2町並びにこれらに隣接する地域、並びに沖縄県八重山郡与那国町において被災された需要家に対しては、現在、電気事業法第21条第1項ただし書の規定に基づき現行の供給約款等以外の供給条件を特別措置として設定しているが、今回の供給約款等の変更に当たっても引き続き同一の取扱いとするため、同日付で、経済産業大臣に認可申請がなされている。

当該認可申請を受け、12月2日付けで電気事業法第66条の10第1項の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。